

公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等に関する取扱規程第3条第3項に規定する、競争的研究費等の不正防止対策に係る基本方針

令和5年10月1日策定

公益財団法人花と緑の銀行競争的研究費等に関する取扱規程第3条第3項に規定する、競争的研究費等の不正防止対策に係る基本方針については、次のとおりとする。

- 1 競争的研究費等の管理・運営に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、内外に公表する。
- 2 不正を誘発する要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定することにより、実効的な抑止機能を備えた管理・運営体制を構築する。
- 3 不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行体制を整備する。
- 4 競争的研究費等の適正な執行に関するルールを策定し、競争的研究費等の運営管理に関わる職員に浸透させるとともに、内外からの情報が適切に伝達される体制を構築する。
- 5 不正発生の可能性を最小にすることを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。